平成２５年（フ）第３９６号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内４丁目35番地（シャン．ド．フルール201号室）
破産者　尾崎　眞司
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
滋賀県草津市南草津１丁目５番地２
破産者　株式会社鐘源
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０８号
京都府宇治市菟道出口２－４
破産者　ランパント株式会社
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
香川県高松市上之町３丁目５番１号
破産者　有限会社讃岐うえ松食品販売
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０号
最後の住所愛媛県今治市北日吉町３丁目２番13号　グランドール今治３番館309号
破産者　亡村上誠之助相続財産
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９１号
奈良県橿原市中曽司町122番地の１　サニーコーポ八木西215号
破産者　森川　正喜
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
奈良県香芝市鎌田693番地８、前住所奈良県香芝市逢坂１丁目396番地６
破産者　フルサワ・マシナリーこと　古澤　博臣
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
札幌市東区北26条東９丁目３番８号　ハイツスノートピアⅡ101号
破産者　片桐　慶子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１０号
札幌市手稲区曙４条２丁目２番17号　ルミエール栗山201号
破産者　長崎　　卓
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０１号
岩手県滝沢市大釜高森54番地13
破産者　石垣　昭子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２５号
盛岡市玉山区渋民字小前田193番地
破産者　村山　小枝
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１８号
埼玉県戸田市笹目２丁目23番地の13　（アネックス戸田７－206号室）、旧住所埼玉県北本市東間８丁目８番地６
破産者　佐々木洋二
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
さいたま市緑区東大門２丁目７番地20　東川口大栄マンション202
破産者　鈴木　竜一
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市出石町宮内153番地の４、事業所の所在地兵庫県豊岡市三宅402－１
破産者　花いかだこと　青田　茂男
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
福島県会津若松市大町２丁目８番14号、前住所福島県会津若松市駅前町１番７号　コーポ富士駅前601号
破産者　川島真由美
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
岐阜県関市緑ケ丘２丁目５番40－205号
破産者　Ｂｅａｕｔｙ　ｓｔｙｌｅ－Ｙ’ｓこと　安田　洋子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９１号
京都市右京区嵯峨新宮町７番地１　メタボ広沢703号
破産者　小森　久美
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
京都府宇治市菟道谷下り45番地　府営三室戸団地８棟302号
破産者　齋木　　洋
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
和歌山県海南市重根1791番地１田津原団地765号
破産者　西岡　博史
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係